

# 青森市 事業系ごみ 適正処理等 ガイドブック

ごみの減量とリサイクルを進め、  
環境にやさしい事業所を目指そう！



青森市環境保全シンボルキャラクター  
地球の王子様「エコル」と妖精「ハナ」



青森市環境部 清掃管理課



令和2年6月作成

# 目 次

〇はじめに、ガイドブックの目的	1
1 適正な処理方法	
（1）ごみ（廃棄物）の区分、事業者の責務	2
（2）分別方法	3
（3）産業廃棄物の種類	5
（4）処理方法早見表	6
（5）事業系ごみ（一般廃棄物）の収集運搬・搬入先等	7
（6）事業者のルール（法律、条例など）	8
（7）事業系ごみの分類早見表	9
2 事業系ごみの減量・リサイクル	
（1）ごみ減量・リサイクルの効果	10
（2）ごみ減量・リサイクルの進め方～事業所全体で取り組もう～ .....	11
（3）皆さんの事業所の分別品目とごみの量は	14
（4）ごみを減らす方法	15
（5）食品ロスの削減	16
（6）家電4品目・パソコンのリサイクル	17
（7）青森オフィス町内会	18

## はじめに

---

市では、循環型社会の形成を目指し、様々なごみの減量化・資源化施策に取り組んでいますが、依然として全国に比べごみ排出量が多く、リサイクル率が低い状況にあります。

このことから、事業者の皆様には、自らのごみ減量の取り組みを今一度確認し、これまで以上に減量の意識を高め、分別を徹底していくことが求められています。

事業者の皆様には、ごみ減量化・資源化の更なるご理解とご協力をお願いします。



## ガイドブックの目的

---

事業所から出るごみは、事業者が自らの責任で適正に処理する責務があります。

このガイドブックは、事業者の皆様には、

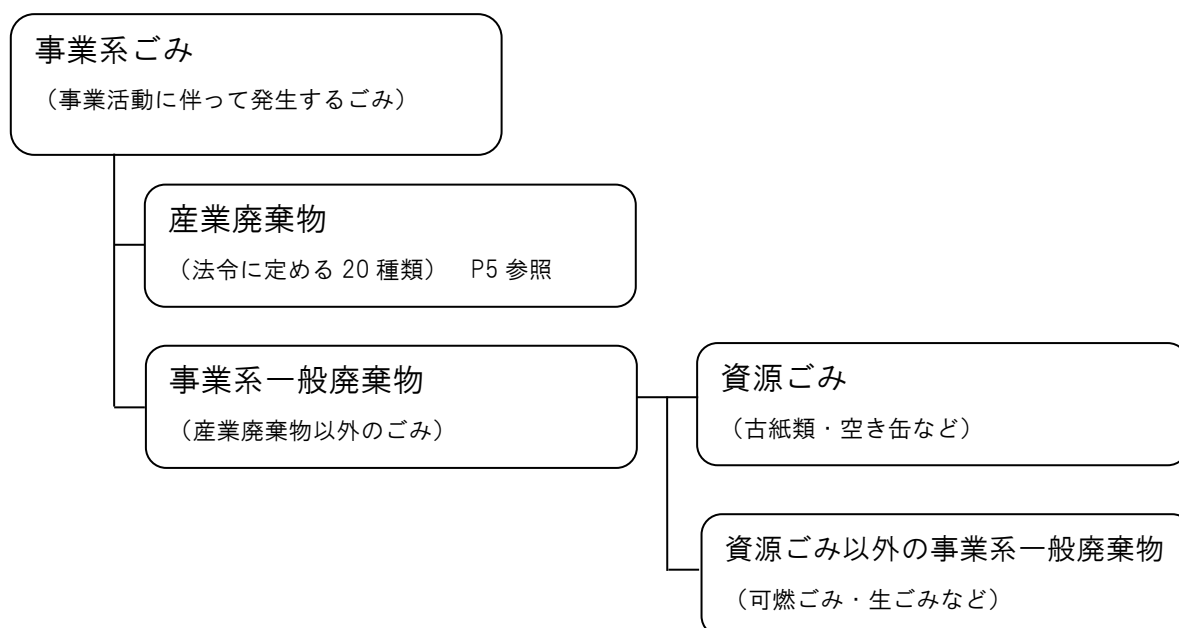
- 1 適正な処理方法
- 2 事業系ごみの減量・リサイクル

などについて理解し、実践していただくことを目的に作成しました。



# 1 適正な処理方法

## (1) ごみ(廃棄物)の区分



◎一般家庭から排出されるごみと区別して、事業活動※に伴って会社や店舗等から排出される廃棄物(ごみ)のことを「事業系ごみ」といいます。

※事業活動とは、営利を目的としたものだけでなく、公共サービスや非営利の各種団体等の活動も含まれます。また、農業、漁業、個人事業主の方も対象となります。

### 事業者の責務

- ◎事業活動に伴って生じた廃棄物は、法令(※)により事業者自らの責任において適正に処理しなければならない
- ◎事業者は、減量化及び資源化に努めなければならない
- ◎事業者は、減量化等に関する市の施策に協力しなければならない

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第4条)

#### 【注意】

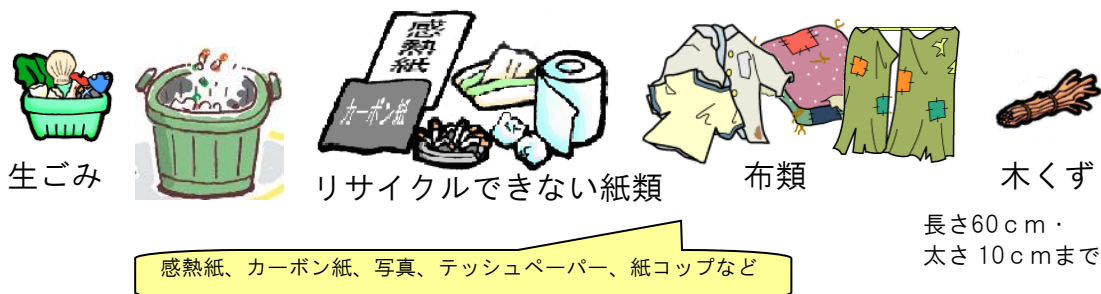
- ・事業系ごみは、家庭ごみの収集場所に出すことはできません。
- ・許可業者へ処理を委託するか、自ら清掃工場等へ搬入(有料)してください。

## (2) 分別方法



ごみは段ボールに入れて出さないこと。(段ボールは資源ごみへ)  
市販のごみ袋(青色半透明又は透明)に入れて出してください。

### 可燃ごみ



### 不燃ごみ



### 資源ごみ(空き缶・ペットボトル等) ※従業員等の飲食用に限る

#### ○空き缶・ペットボトル

ジュース・お茶などの飲料缶のほか、お菓子などの食料缶もリサイクルできます。



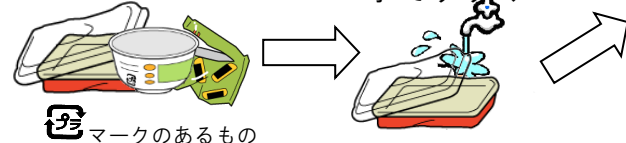
#### ○ガラスびん

水ですすぐ



#### ○その他のプラスチック

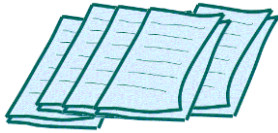
水ですすぐ



## 資源ごみ（古紙類）

古紙類は、水で溶かして、もう一度紙をつくりますので、「紙ひも」で縛って出してください。

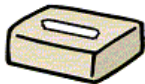
### ①OA用紙



### リサイクルできない紙類

- 1 防水加工紙（紙コップなど）
- 2 金箔・銀箔（化粧箱など）
- 3 感熱紙・圧着・カーボン紙・写真
- 4 ティッシュ・トイレトペーパー
- 5 臭いが強い紙（粉洗剤の箱など）

### ②雑誌・紙箱・包装紙



ティッシュ箱



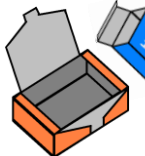
紙袋



ノート



カレンダーの紙



お菓子などの箱



包装紙

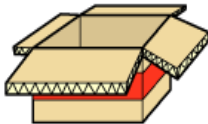


はがき・封筒・便箋  
（セロハンは取る）



チラシ、カタログ、雑誌、  
文庫本、ハードカバーの本、

### ③段ボール

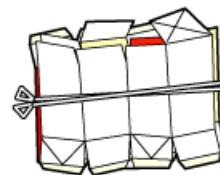
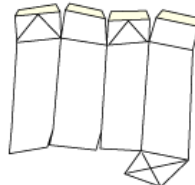


### ④新聞紙・広告



量が多い場合は、出し方を  
回収業者に確認してください。

### ⑤紙パック



### ⑥機密文書

機密文書の出し方については、「青森オフィス町内会」（017-787-3455）にお問い合わせください。

※上記①～⑤の古紙類については、「青森オフィス町内会」で無料回収を行っています。



### (3) 産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

産業廃棄物の種類			代 表 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
	2	汚 泥	製造工程で生じる泥状のもの、ビルピット汚泥、廃水処理後に残る泥状のもの、浄水場の沈殿池汚泥
	3	廃 油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類
	4	廃 酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0を超えるもの）
	5	廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液（pH12.5未満のもの）
	6	廃プラスチック類	ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、ポリスチレンくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ（合成ゴム系）
	7	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	8	金 属 く ず	研磨くず、切削くず、缶類
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ビン、レンガくず、ガラスくず、がいし、コンクリート製造工場の不良品
	10	鉱 さ い	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鑄物砂、不良鉱石
	11	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルト破片、その他これに類する不要物
	12	ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙 く ず	・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）に係るもの ・出版業（印刷出版を行うもの）に係るもの ・製本業・印刷物加工業に係るもの ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
	14	木 く ず	・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係るもの ・パルプ製造業に係るもの ・輸入木材の卸売業に係るもの ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） ・物品賃貸業に係るもの ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ※貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずは業種を問わず事業活動に伴って生じたものはすべて産業廃棄物に該当する。
	15	織 維 く ず	・繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
	16	動 植 物 性 残 さ	食料品製造業、医療品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	・と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 ・食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	家 畜 ふ ん 尿	畜産農業に係るもの
	19	家 畜 の 死 体	畜産農業に係るもの
	20	令第2条第13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

対象品が産業廃棄物に該当するかどうかは、こちらへ。

産業廃棄物の処理に関するお問い合わせ

●青森市 環境部 廃棄物対策課 : 電話 017-718-1086

●(一社)青森県産業資源循環協会 : 電話 017-721-3911

## (4) 処理方法早見表

	〔ごみの種類〕	〔収集運搬方法〕	〔搬入先〕	
事業所から出るごみ	<b>産業廃棄物</b> 廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、廃油など（20種類）	産業廃棄物収集運搬許可業者【有料】 自己搬入	産業廃棄物処理施設【有料】 (お問合せ先) （一社）青森県産業資源循環協会 Tel017-721-3911	
	<b>事業系一般廃棄物</b>	<b>資源ごみ（古紙類）</b> ・OA用紙 ・雑誌、紙箱、包装紙等の雑紙 ・段ボール ・新聞紙・折込広告 ・紙パック	一般廃棄物収集運搬許可業者【有料】 青森オフィス町内会【無料】古紙回収業者 自己搬入	「青森オフィス町内会」又は古紙回収業者【無料】  (お問合せ先) 青森オフィス町内会（青森市古紙リサイクル事業協同組合 ㈱伸和産業青森支店）など Tel017-787-3455
	機密文書、シュレッダ-紙、生ごみ等もリサイクルできます			
	産業廃棄物以外のごみ	<b>資源ごみ（空き缶等）</b> 【注意！従業員が飲食したものに限る】	一般廃棄物収集運搬許可業者【有料】 自己搬入	資源ごみリサイクル施設【無料】  (お問合せ先) ECO プラザ青森 Tel017-763-1200
		・空き缶、ペットボトル ・ガラスびん ・その他のプラスチック		
		<b>資源ごみ以外の事業系一般廃棄物</b>	一般廃棄物収集運搬許可業者【有料】 自己搬入	【青森地区】【有料】 [可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ] 青森市清掃工場 Tel017-757-8840  [不燃ごみ・粗大ごみの一部] 一般廃棄物最終処分場 Tel017-787-2108
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>・産業廃棄物</b> <del>・資源物</del> </div> これらは受入れしていません！		【浪岡地区】【有料】 環境管理センター Tel0172-53-1222



## (5) 事業系ごみ(一般廃棄物)の収集運搬・搬入先等

### 1 収集運搬を委託する場合【許可業者との契約方法】

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。  
(許可業者については、市のホームページなどでご確認ください。)
- ②資源物(段ボール、空き缶など)については、専門の資源回収業者にも  
ご相談ください。
- ③収集回数や料金、搬入先など必要事項を確認してください。
- ④許可業者と契約します。
- ⑤ごみ量が増減した場合などは、随時、契約した許可業者とごみの出し方  
や料金などについて、見直しを行います。

### 2 自己搬入する場合

ルールに従い正しく分別し、それぞれの施設に搬入してください。

(注) 清掃工場や最終処分場では、産業廃棄物や資源物は受入れしていません。

ごみの種類		搬入先	受入時間	手数料
資源物(古紙類) (「OA用紙」「雑誌・紙箱・包装紙」「段ボール」「新聞紙・広告」「紙パック」)		青森市古紙リサイクル事業協 同組合(伸和産業内)など 青森市油川字岡田 122 (電話 017-787-3455)	※搬入先・受入時間 は、直接お問合せ ください。	無料
資源物 (空き缶・ペットボトル・ ガラスびん・その他プラ)		ECOプラザ青森 青森市戸門字山辺 50 (電話 017-763-1200)	平日 8:30~17:00	無料
青森地区	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	青森市清掃工場 青森市鶴ヶ坂字早稲田 241-1 (電話 017-757-8840)	平日・土(祝日含む) 8:30~16:30	10kg までごとに 110 円
	不燃ごみ 粗大ごみの一部	一般廃棄物最終処分場 青森市岩渡字熊沢 250 (電話 017-787-2108)	平日 8:30~16:00 土 8:30~11:30	
浪岡地区	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	環境管理センター 黒石市竹鼻字北野田 470 (電話 0172-53-1222)	平日 8:30~16:30	10 kg までごとに 100 円

## **（６）事業者のルール（法律、条例など）**

---

### **１ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）**

（事業者の責務）

第３条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３ 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### **２ 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）**

（事業者の責務）

第４条 事業者は、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

２ 事業者は、減量化等に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者が行う減量化及び資源化）

第１２条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

２ 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

（適正包装の推進）

第１４条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

２ 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、市民が不要となった包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

## (7) 事業系ごみの分別早見表 (50音順)

※あくまでも一例であり、排出の状況やものの性状によっては、下記に当てはまらない場合があります。

	品名	ごみの種類		品名	ごみの種類
あ	空きびん (※1)	一廃 (資源ごみ)	せ	石油ストーブ	産廃
	アルミ缶 (※1)	一廃 (資源ごみ)		洗剤容器 (プラスチック製)	産廃
	安全靴	産廃	そ	ソファ	産廃
い	一斗缶	産廃	た	台車	産廃
	衣類 (天然繊維※2)	一廃 (可燃ごみ)		タイヤ	産廃
	インクカートリッジ	産廃		タオル (天然繊維※2)	一廃 (可燃ごみ)
お	オイル	産廃		畳 (建設業に係るもの※3)	産廃
	カーテン (天然繊維※2)	一廃 (可燃ごみ)		畳 (プラスチック製)	産廃
か	家具類 (木製)	一廃 (粗大ごみ)	畳 (上記以外の天然繊維)	一廃 (粗大ごみ)	
	家具類 (金属製)	産廃	ち	茶殻	一廃 (可燃ごみ)
	カセットコンロ用ボンベ	産廃	て	ティッシュペーパー	一廃 (可燃ごみ)
	き	キーボード (PC用)		産廃	DVD
木の枝・木くず類 (建設業に係るもの※3)		産廃		電気コード	産廃
木の枝・木くず類 (上記以外)		一廃 (可燃ごみ)		電球 (LED 電球含む)	産廃
機密文書		一廃 (資源ごみ)		電卓	産廃
脚立 (金属製)		産廃		電池	産廃
業務用スリッパ (天然繊維※2)		一廃 (可燃ごみ)		天ぷら油	産廃
く		草	一廃 (可燃ごみ)	な	鍋
クリアファイル	産廃	は	パイプ椅子	産廃	
軍手 (天然繊維※2)	一廃 (可燃ごみ)		バッテリー	産廃	
発砲スチロール	産廃		ふ	ファイル類 (※4)	一廃 (可燃ごみ)
け	蛍光管	産廃	プリンター	産廃	
こ	コップ (ガラス製)	産廃	フロッピーディスク	産廃	
	コーヒーかす	一廃 (可燃ごみ)	へ	ペットボトル (※1)	一廃 (資源ごみ)
	ゴム手袋・ゴム長靴	産廃		弁当容器 (プラ製※1)	一廃 (資源ごみ)
	梱包用プラスチック製結束バンド	産廃	ま	マウス	産廃
	さ	作業服 (天然繊維※2)	一廃 (可燃ごみ)	み	ミシン
皿 (ガラス製・陶磁器製)		産廃	ろ	ロッカー (金属製)	産廃
し	CD	産廃	わ	割り箸 (※5)	一廃 (資源ごみ)
	写真	一廃 (可燃ごみ)			
	消火器	産廃			
	食品用ラップフィルム類	産廃			
す	水槽	産廃			
	スチール缶 (※1)	一廃 (資源ごみ)			

一廃・・・事業系一般廃棄物

産廃・・・産業廃棄物 (P5 参照)

※1 従業員が飲食したものに限り、(水ですすぐなどして汚れを落としてください。)

※2 合成繊維またはプラスチック製のものは産業廃棄物となります。

※3 建設業に係るもので、工作物の新築等に伴って生じたものが産廃となります。

※4 金属・プラスチック製の部分は産業廃棄物となります。

※5 竹製の割り箸はリサイクルできませんので、事業系一般廃棄物 (可燃ごみ) となります。

## 2 事業系ごみの減量

### (1) ごみ減量・リサイクルの効果

ごみを減らし、リサイクルを進めていくことにより、従業員一人ひとりの意識が変わり、職場が元気になるなど、様々なメリットがあります。

#### コストの削減・効率化

ごみを減らすことにより、ごみ処理にかかるコストを削減することができます。

また、古紙類などの資源ごみを売却することにより、売却益を得ることができます。



#### 企業のイメージアップ

市民の環境問題への意識が高まるなか、企業が、環境保全や地域貢献などのCSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組むことにより、企業価値（ブランド価値）の向上やイメージアップにつながります。

#### 経営の見直し・従業員の意識改革

ごみ減量・リサイクルに「組織的」に取り組むことにより、企業経営そのものの見直しにもつながります。

また、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。



## (2) ごみ減量・リサイクルの進め方～事業所全体で取り組もう～

ごみ減量・リサイクルを効果的に進めていくためには、リーダーを中心に、ごみを分別しやすい環境をつくったり、具体的なルールや目標を決めて行動するなど、事業所全体で取り組んでいくことが重要です。

### 1 リーダー（廃棄物管理責任者）を選びましょう

#### リーダーの役割

- ①事業所から出るごみの種類や量、処理方法などの把握
- ②分別のルールや計画の作成・周知
- ③ごみ保管場所の管理
- ④従業員への意識啓発やアドバイス など



### 2 ごみ処理の現状を把握しましょう

ごみ減量の  
第一歩です

#### ①ごみの種類や量の把握

- どの種類のごみが多いの？
- 減らせるごみはないの？
- 現在分別している品目は何？
- リサイクルできるものはないの？
- 市の分別区分に従っているの？



#### ②種類ごとの処理状況の把握（ごみの流れを知ろう）

- どこでどのように処分（またはリサイクル）されているか把握しましょう。
- ※保管場所から運び出されたごみが、確実に処分される最後の段階まで、排出者の責任が問われます。
- ※収集業者やビル管理会社から、ごみの契約内容について説明を受けましょう。



 14 ページで、分別品目とごみの量を把握しましょう。



### 3 ごみ処理方法の情報を収集しましょう

- ☑市のホームページやパンフレットなどで、効果的なごみ処理方法について情報収集しましょう。
- ☑資源回収業者や許可業者とよく相談し、できるだけ多くの資源ごみをリサイクルする方法を探しましょう。



### 4 ごみ減量計画を作成しましょう

#### ①目標値などの設定

- ☑把握した現状から、改善点をあげ、分別区分を決めましょう
- ☑ごみの種類ごとの処理量や資源化量の目標値を決めましょう。

#### ②取り組み内容の設定

- ☑ごみ減量・リサイクルのための取り組み内容を決めましょう。
- ※排出量の多いものから取り組むと効果的です。



### 5 始める体制をつくりましょう

#### ①回収箱（容器）の設置

- ☑古紙回収箱、空き缶、ペットボトル、ガラスびんなどの回収容器を設置しましょう。

#### ②保管場所の設置

- ☑十分に保管できる保管場所を設置しましょう。

#### ③従業員への周知

- ☑分別方法や計画の目標値、取り組み内容、役割分担などを従業員に周知しましょう。



## 6 計画に基づいて実行しましょう

- ☑分別区分に従って、分別を徹底しましょう。
- ☑ペーパレス化、両面コピーを徹底しましょう。
- ☑生ごみの水切りを徹底しましょう。



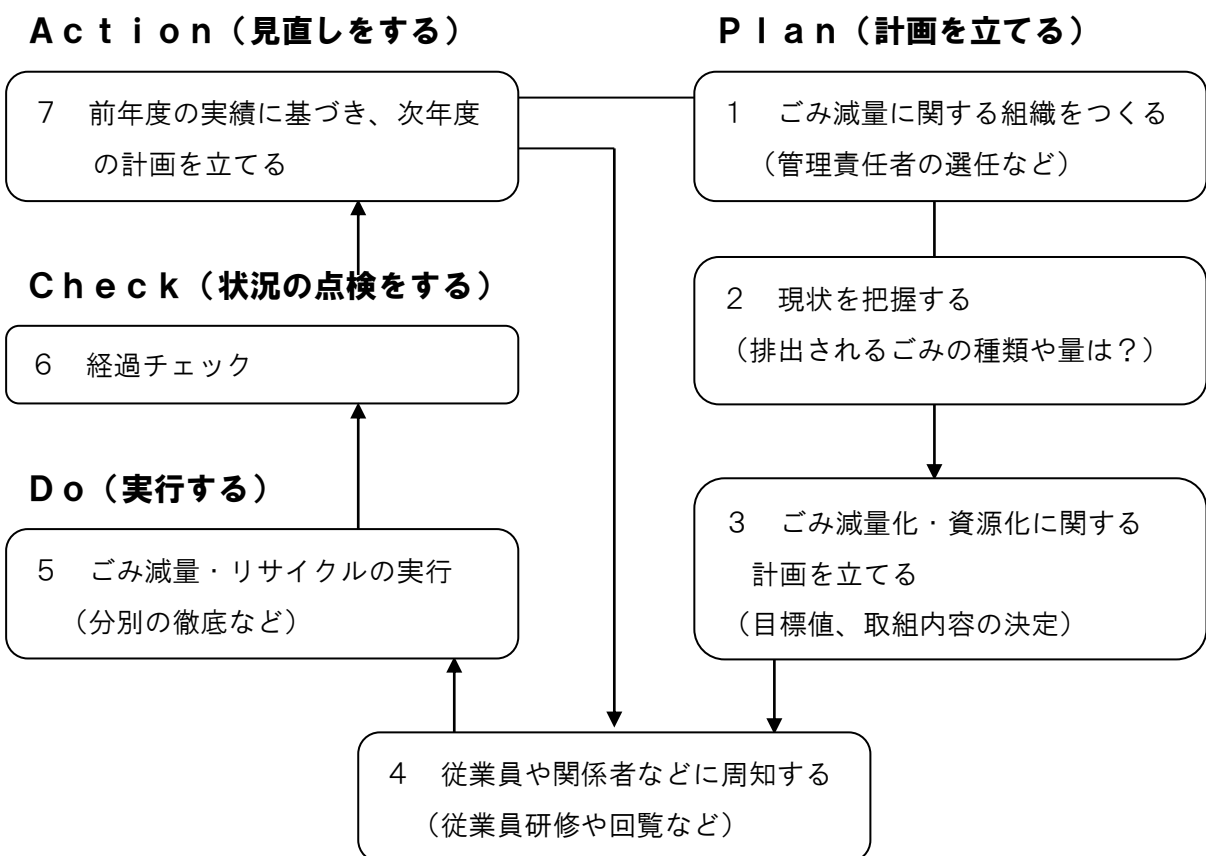
## 7 研修を行いましょう

- ☑定期的に、従業員の意識の向上を図るための研修を行いましょう。



## 取り組みイメージ ～PDCAサイクルで実践しましょう～

廃棄物の管理責任者を中心にごみ減量計画を立て（Plan）、それを実行し（Do）、その状況を点検（Check）、見直し（Action）する「PDCAサイクル」を継続的に繰り返すことで、システムの改善を図りながら、ごみ減量・リサイクルを実践しましょう。



### (3) 皆さんの事業所の分別品目とごみの量は

分別している品目や収集運搬を委託している業者などを確認しましょう

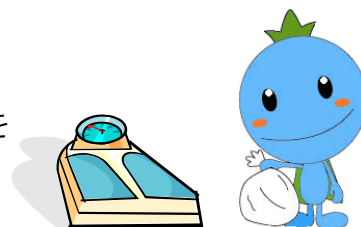
分別品目	委託業者	処理方法
<input type="checkbox"/> OA用紙	[	][
<input type="checkbox"/> 雑誌・紙箱・包装紙	[	][
<input type="checkbox"/> 段ボール	[	][
<input type="checkbox"/> 新聞紙・広告	[	][
<input type="checkbox"/> 紙パック	[	][
<input type="checkbox"/> 機密文書	[	][
<input type="checkbox"/> 空き缶	[	][
<input type="checkbox"/> ペットボトル	[	][
<input type="checkbox"/> ガラスびん	[	][
<input type="checkbox"/> 生ごみ	[	][
<input type="checkbox"/> その他のプラスチック	[	][
<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	[	][
<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	[	][
<input type="checkbox"/> 廃プラスチック(産廃)	[	][
<input type="checkbox"/> 金属くず(産廃)	[	][
<input type="checkbox"/> その他( )	[	][
例) <input checked="" type="checkbox"/> 段ボール	[〇〇資源回収会社	][リサイクル]

### ごみの量を把握しましょう

#### ごみ量の把握方法(例)

##### (1) 重さを直接はかる

ごみの保管場所に、(不要になった) 体重計などを置いておき、重さをはかる。



##### (2) 容積から換算する

ごみ袋(ポリバケツ) 1個の重さをはかり、個数を掛けて、重さを把握する。



##### (3) 許可業者に問い合わせる

##### (4) 購入量から把握する(コピー用紙や新聞紙など)

$$\bullet \text{ kg/袋} \times 3 \text{ 袋} = \Delta \Delta \text{ kg}$$

## (4) ごみを減らす方法

### Reduce (リデュース：ごみを減らす＝排出抑制)

- ①資料や書類等の簡素化、ペーパーレス化を進め、OA用紙の使用を抑制する。
- ②生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす。
- ③トイレでのペーパータオルの使用をやめる。
- ④小サイズ包装の砂糖、調味料等の使用を控える。
- ⑤割り箸、紙製おしぼりなど使い捨て品の利用を減らす。
- ⑥イベントを実施する際は、ごみを出さないイベントとなるよう努める。ごみが出る場合も、きちんと分別・リサイクルされるようにする。
- ⑦個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる。

### Reuse (リユース：繰り返し使う＝再使用)

- ①両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏面利用や使用済み封筒の再使用を励行する。
- ②ファイルなど繰り返し使用できる事務用品は、再使用する。

### Recycle (リサイクル：資源として再利用する＝資源化)

- ①社内でごみの分別ルールを決め、分別回収ボックスを設置するなど、資源ごみの分別を徹底する。
- ②古紙や、びん、缶などの容器は、納入業者や資源回収業者に引き渡す。
- ③機密文書やシュレッダー紙のリサイクルを進める。
- ④生ごみの堆肥化等のリサイクルを進める。
- ⑤廃食用油の分別排出、資源化を進める。
- ⑥再使用又はリサイクルしやすい製品を優先して購入する。
- ⑦飲食店や社員食堂等から発生する「使用済み割り箸」をリサイクルする。

機密文書やシュレッダー紙  
もリサイクル可能です！

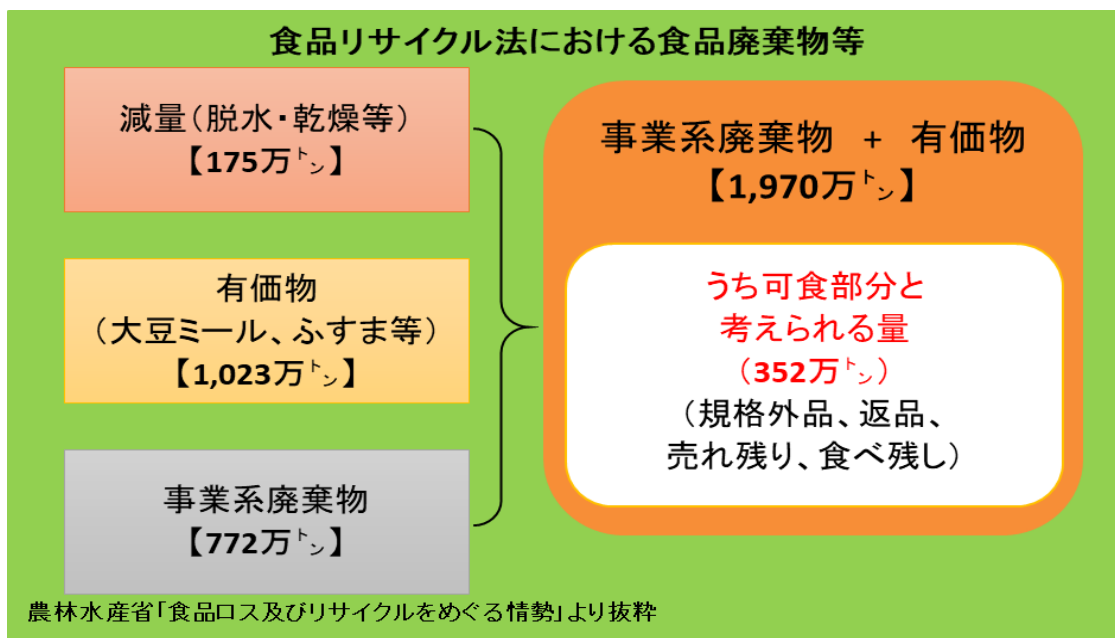
### 【リサイクルに関する問い合わせ先】

区分	事業者名等	電話番号	料金
機密文書	青森オフィス町内会	017-787-3455	有料
シュレッダー紙	(株)もっかいトラスト青森営業所	017-742-4192	直接相談
生ごみ(堆肥化)	(株)青森廃棄物処理センター	017-739-7561	有料
使用済み割り箸	青森市環境部 清掃管理課	017-718-1179	無料

※「青森オフィス町内会」(18ページ)では、段ボール等の一般古紙については、無料で回収していますので、機密文書とあわせてご利用ください。

## (5) 食品ロスの削減

日本では平成 28 年度、年間 1,970 万トンの事業系食品廃棄物が排出され、このうち、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」は、年間 352 万トン含まれると推計されており、環境問題などの観点から削減の取組が必要です。



これらの食品ロスの削減のために、業種別に下記の様な取組が考えられます。

### これらの食品ロスの削減のための取組

#### ◆共通

- ・継続的な発生抑制の目標設定
- ・気象データ等を活用することによる精度の高い需要予測

#### ◆食品製造業

- ・製造能力を向上させ、賞味期限の延長や、切れ端等の発生抑制、再生利用

#### ◆食品卸売・小売業

- ・商習慣（通称：1/3 ルール）の改善
- ・少量品や値引き販売などによる、売り切り

#### ◆外食産業

- ・小盛りメニューの作成などの調理ボリュームの適正化
- ・食べ残した場合、持ち帰り（自己責任）するための容器の導入

その他、農林水産省の WEB ページに掲載されている「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集」や「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」などで、具体的な取組事例が紹介されておりますのでご参考にしてください。



## (6) 家電4品目・パソコンのリサイクル

### 特定家電リサイクル

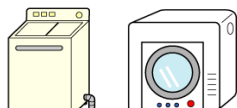
家庭用に製造されたテレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンを事業用として使用した場合でも「家電リサイクル法」の対象品目になります。処分するときは、「リサイクル料金」が必要となります。

購入店または買い換え店へ引取を依頼する、もしくは、産業廃棄物の収集運搬許可業者に委託、または自ら運搬し、指定取引場所に持ち込んでください。

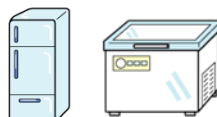
リサイクル料金、指定取引場所等、詳しくは、<http://www.rkc.aeha.or.jp>（一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター）で確認できます。



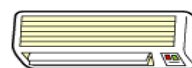
テレビ  
(液晶・プラズマ・ブラウン管)



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫・冷凍庫



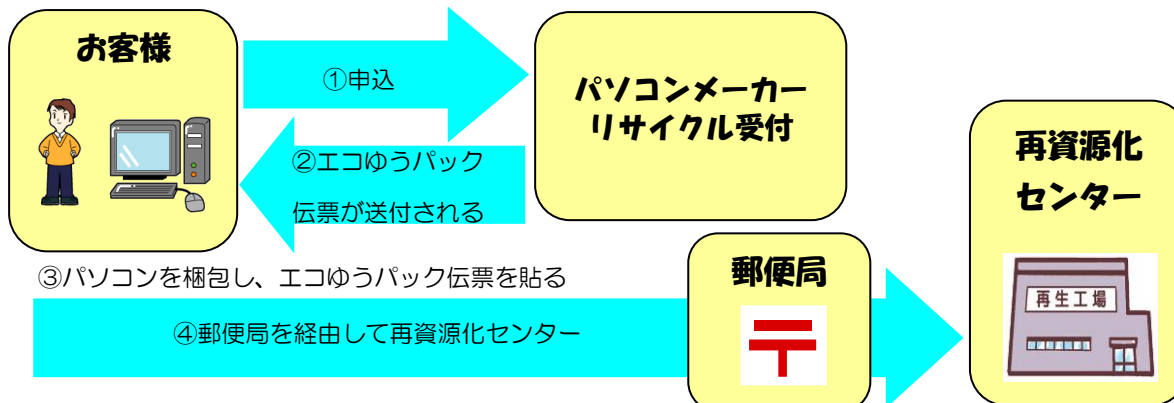
エアコン

### パソコンリサイクル

「資源有効利用促進法」に基づき家庭・事業所ともに廃棄されるパソコンのリサイクル制度が始まっています。

各事業所から排出されるパソコンは、メーカーの定めた方法でリサイクルしてください。

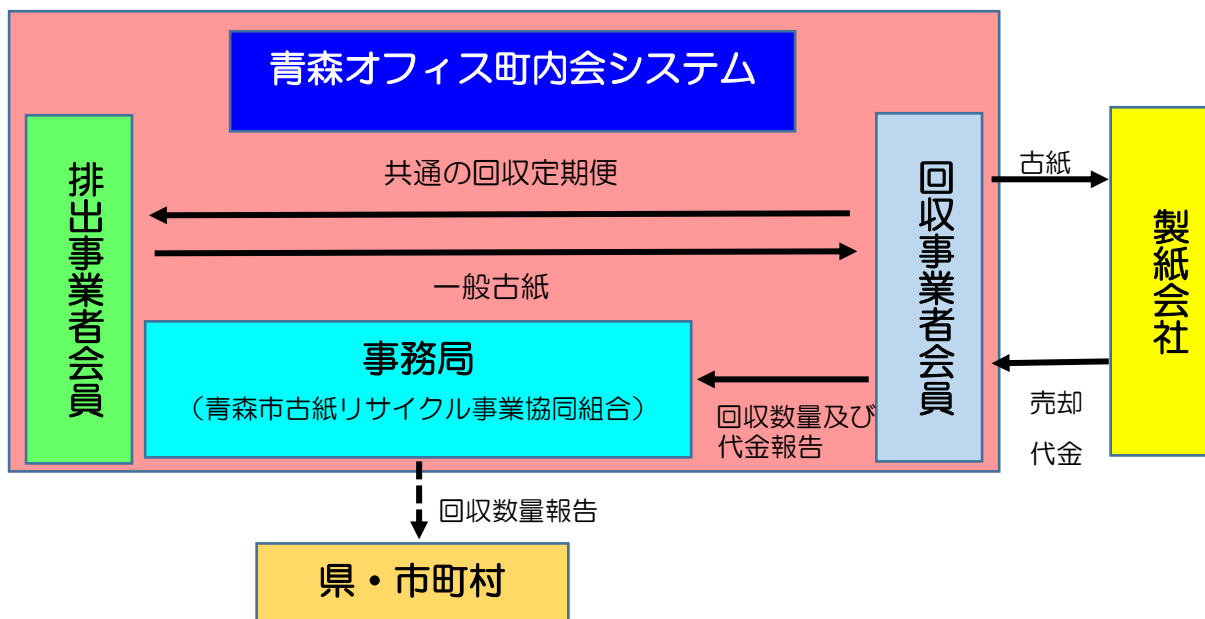
回収方法や料金は、各メーカーで定められていますので、詳しくは各メーカーにお問い合わせください。詳しくは、<http://www.pc3r.jp>（一般社団法人パソコン3R推進協会）で確認できます。



## (7) 青森オフィス町内会

### 青森オフィス町内会とは

会員となっていたいただいた排出事業者のもとに、回収事業者が定期便を運行し、効率的、経済的に古紙を回収するシステムをいいます。



### 取扱品目・回収料金

取扱品目		回収料金
①一般古紙	(段ボール、新聞、その他の紙等)	無料
②機密文書	シュレッダー車で裁断	有料(料金は取り扱う古紙回収事業者の料金設定によります。)
	専用工場で破砕	
	箱ごと溶解	

### 利用相談・申込窓口

#### 青森オフィス町内会 事務局

青森市古紙リサイクル事業協同組合(窓口: (株)伸和産業青森支店)

〒038-0059 青森市油川字岡田 122

電話 017-787-3455 FAX 017-787-3456



## 事業系ごみ適正処理ガイドブック

作成 青森市環境部 清掃管理課

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7

電話 017-718-1179

FAX 017-718-1187

青森市ホームページ <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

Eメールアドレス [seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp](mailto:seiso-kanri@city.aomori.aomori.jp)